

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、報告する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

平成 31 年 2 月 25 日報告

藤岡市長 新 井 雅 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成31年1月25日

藤岡市長 新 井 雅 博

記

- 1 損害賠償の額 377,715円
- 2 損害賠償の相手方 藤岡市鬼石596番地1
鬼石建設株式会社
代表取締役 四方田 浩

3 事件の概要

平成30年12月19日（水）午前11時10分頃、介護高齢課職員の運転する庁用車が、県道前橋長瀬線を長瀬方面に走行中、藤岡市鬼石333番地付近の交差点において、前方で停止中の相手方車両に追突し、双方の車両を破損させたものである。